



平成 26 年 12 月 3 日

各 位

会社名 株式会社朝日工業社
代表者名 代表取締役社長 高須 康有
(コード番号 1975 東証第一部)
問合せ先 取締役専務執行役員
総務本部長 池田 純一
(TEL : 03-3432-5711)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、北陸新幹線の設備工事の入札に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、本日（12月3日）、国土交通省より建設業法第28条第3項の規定に基づき、下記の通り営業停止処分を受けました。

当社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、全社を挙げてコンプライアンスの徹底を図るとともに、一日も早く皆様からの信頼を回復するよう努めてまいります。

株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

全国における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

2. 営業停止期間

平成 26 年 12 月 18 日から平成 27 年 2 月 15 日までの 60 日間

3. 今後の見通し

業績への影響につきましては、適時開示規則に基づく開示義務に該当する場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上